



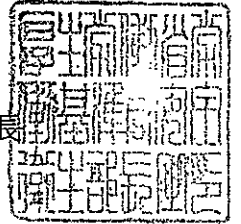
基安発0314第1号

平成23年3月14日

(財)安全衛生技術試験協会理事長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長



東北地方太平洋沖地震による労働安全衛生法関係免許試験の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震の発生を受け、貴協会より、東北安全衛生技術試験センター（以下「東北センター」という。）が被害を受けたため、今月末までの間、東北センターにおける労働安全衛生法関係免許試験（以下「試験」という。）を中止したい旨の要請を受けたところである。

激甚災害による施設の損壊はもとより、受験者が東北センターへの交通機関を確保することが困難であると想定されること等も踏まえ、これを了承することとする。

については、下記の事項等に留意の上、今月末までの間、試験を中止して差し支えないが、受験者が受ける不利益が最小限になるようにされたい。

記

1 代替措置の実施について

東北センターにおいて今月末迄に実施予定であった免許試験の受験予定者（以下「受験予定者」という。）については、来月以降に東北センターで実施する試験を優先的に受験できるよう措置すること。

また、受験予定者のうち、免許の取得を急いでいる受験者に対しては、他の試験センターでの受験を認めるよう代替措置を講ずること。

なお、受験予定者のうち、受験そのものを取りやめる受験者に対しては、激甚災害による特例的な措置として、受験手数料の返還を行うこと。

2 学科試験又は実技試験を免除することができる期間等

クレーン運転士免許試験等の学科試験に合格した者又はクレーン等の運転実技教習を終了した者であって、地震による負傷等被災のために当該免許に係る試験を受ける機会を失い、合格した学科試験が行われた日又は運転実技教習を終了した日から1年を超え

た者については、別途指示するところにより、本年8月末までの間は、当該期間が1年を超えない者と同様に学科試験又は実技試験を免除することができるものとして取り扱って差し支えないこととする予定であるので了知されたい。

3 広報について

上記について、貴協会のホームページで広報する等、受験予定者への情報提供に留意すること。

4 試験事務の一部休止に係る許可申請について

指定試験機関である貴協会が試験事務の全部又は一部を休止する場合には、労働安全衛生法第75条の10の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受ける必要がある。

貴協会におかれては、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の36に規定する申請書を速やかに提出すること。